

## 山形県山岳連盟 令和7年度 第2回常任理事会 議事録

- 1 日時 2026年3月15日(土)10時～12時20分
- 2 場所 大江町中央公民館
- 3 開会の言葉 渡部副会長
- 4 会長挨拶 菅野会長
- 5 会議成立報告 井上事務局長 常任理事数24名(出席15名、委任9名)
- 6 議長登壇 菅野会長
- 7 議事録署名人の選出 横澤孝幸氏を選出
- 8 議事
  - 1) 退会について  
大滝潤二氏の退会を承認した。付随して規約第11条第2項による顧問の解任が承認された。
  - 2) 2025年度事業報告および収支決算について  
菅野会長、渡部副会長、草刈登山部長、井上事務局長、横澤普及部長、栗田副会長、青山SC副部長から説明、土門監事から監査報告があった。  
事業報告および収支決算について了承した。
  - 3) 2026年度事業計画および収支予算について  
菅野会長、渡部副会長、横澤普及部長、草刈登山部長、井上事務局長、栗田副会長、青山SC副部長から説明があった。  
事業報告および収支決算について了承した。なお2027年度総会は3月20日を日途にする。
  - 4) 規約の改正について  
別途配布資料に基づき、菅野会長から説明があり、下記を総会に付すこととした。
    - ① 規約第12条第9項  
改正前：常任理事会には議事録を作成し議長および出席者の代表が署名のうえこれを保存する。  
改正後：常任理事会には議事録を作成し議長および出席者の代表が確認のうえこれを保存する。
    - ② 規約第13条第12項  
改正前：総会には議事録を作成し議長および出席者の代表が署名のうえこれを保存する。  
改正後：総会には議事録を作成し議長および出席者の代表が確認のうえこれを保存する。
    - ③ 指導員会規程 第7条第2項  
改正前：委員長は、連盟規約第8条による「登山部長」を以ってあて、副委員長は委員長が推薦し会長の承認を得る。委員は委員長の委嘱による。  
改正後：副委員長は委員長が推薦し会長の承認を得る。委員は委員長の委嘱による。
    - ④ 事務処理規程  
改正前：登山部門 事務処理規程 (スポーツクライミング部門準用)  
改正後：事務処理規程
    - ⑤ 同規程 第1条  
改正前：山形県山岳連盟(以下「連盟」という。)の登山部門に関する事務処理はこの規程の定めるところによる。

改正後：山形県山岳連盟（以下「連盟」という。）に関する事務処理はこの規程の定めるところによる。

5) その他

- ① 常任委員会や総会の案内はメールもしくはラインにより行い、出欠については「出欠確認アプリ」で行う。
- ② 常任理事会は WEB と対面式を組み合わせたハイブリット開催を検討する。資料は PDF で作成し、メール添付もしくはホームページに掲載することにより、各自でダウンロードと印刷を行い、会議での説明を最小にする。
- ④ 各委員会に対する活動費の支払いは実費精算を基本とし、会計を持っている委員会は常任理事会に決算書を提出する。
- ⑤ 佐藤理事長より JMSCA 理事長会議での情報提供  
3年前から加盟各団体で状況がどのように変化したかについて、悪くなったが19県に増え、同じ16県、分からない6県、良くなったのが5県だった。山形県は登山部門とSC部門に分けたので良くなったと回答している。全日本登山大会については、受け皿がなくなっていることから継続しないほうが良いと回答した。
- ⑥ 2027年度に山形県で開催される東北大会が迫っていることから、気運の向上と財源の一助としてTシャツの販売と購入について、役員が努めていく。

議事録確認者（議長） 菅野 享一

議事録確認者（代表） 横澤 孝幸